

# スプリンクラー設備埋設配管更新工事仕様書

## 1 工事名称

京都市立京北病院スプリンクラー設備埋設配管更新工事

## 2 工事場所

京都市右京区京北下中町鳥谷3番地

京都市立京北病院

## 3 工期

契約の日から令和4年12月26日まで

## 4 工事内容及び業務の概要

- (1) 埋設配管工事の更新
- (2) 発生材処理
- (3) 工事に伴う各種申請業務等

## 5 特記仕様書、工事図面

地方独立行政法人京都市立病院機構ホームページにて掲載

## 6 提出資料

着工関係及び完工関係の提出書類は次のとおりとする。なお、提出書類に宛名がある場合は「地方独立行政法人京都市立病院機構理事長」とすること。

- (1) 工事の着手に先立ち、使用機材・施工に関する資料、工程表、作業員名簿及び緊急連絡体制表を速やかに提出し、発注者の承認を得ること。
- (2) 工事完了後、報告書を速やかに提出すること。報告書には完成図、試験成績報告書のほか、業務の実施状況を記録した写真をファイル（A4サイズ）等に整理し、注釈を記載して添付すること。

## 7 報告・連絡

現場責任者は、作業着手及び作業の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、

その都度発注者の指定する監督員に報告すること。また、担当者と緊密な連絡を図り、全般の責にあたること。

## 8 注意事項

- (1) 工事に当たっては、本仕様書並びに工事請負契約書、京都市立病院機構契約事務規程、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築工事に係る資材の再資源化に関する法律等の関係法規・規程等を遵守のうえ、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (2) 作業中に第三者の生命身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、現場責任者は人命救助措置を行った後、現場の状況を監督員に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、請負者はその補償を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記しないもので、本スプリンクラー設備改修工事の整備上当然必要とするものは請負者の責任において施工すること。

## 9 疑義

施工に当たりこの仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と請負者が協議を行うものとする。

## 10 完了検査

- (1) 請負者は、工事が完了した時点で完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、完了検査に先立ち、請負者に対して検査日を通知するものとする。
- (3) 検査員は、請負者を検査に立ち合わせるものとする。
- (4) 検査員は、設置目的物を対象として本仕様書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - ア 設置されたものに対し、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
  - イ 設置されたものに対し、要求された機能が正常に動作するかの検査を行う。
- (5) 完了検査に必要な物品等は、請負者において準備すること。
- (6) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して期限を定めて修補の指示を行うものとする。

## 1 1 その他

- (1) 工事現場は駐車場であることから、工事期間中も車両の通行は確保できるように工事の作業をすすめること。
- (2) その他詳細は、京北病院担当者の指示によること。